

## 事業計画概要書に対する知事意見書

21上小地環第79-2号  
平成21年9月28日

株式会社ダイサン  
代表取締役 中村 亜季 様

長野県上小地方事務所長

平成21年8月3日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第35条の規定による意見は次のとおりです。

### 1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名又は住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県上田市中央二丁目20番13号 株式会社 ダイサン 代表取締役 中村 亜季	
(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県東御市加沢字上川原201番5	
(3) 廃棄物の処理施設の種類	中間処理 (破砕施設)	
(4) 処理を行う廃棄物の種類	木くず	
(5) 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供する場所の面積及び埋立容量)	破砕機 木くず 22.88t/日 (8時間)	
(6) 変更の概要 (変更許可等の場合)	新	旧
(7) 周辺地域の範囲及びその根拠	東御市加沢区、東御市羽毛山区 廃棄物処理施設の設置等に係る指針第2(5)	
(8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	東御市長 東御市加沢区内又は羽毛山区内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者、 周辺地域内で農業又は漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
(9) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	第1回 平成21年10月10日(土) 午後7時30分から 第2回 平成21年10月25日(日) 午後7時から 東御市加沢公民館	

### 2 知事意見

周辺地域の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。
事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見	事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。 なお、東御市長から、羽毛山区代表者と協議の上、求めがあった場合は、羽毛山区内でも開催すること、及び関係住民への周知を十分に行うよう意見がありましたので、配慮してください。